



発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（五件）……………（同）…
- 土地改良区の定款変更の認可……………
……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…

告示

●東京都告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき国分寺都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 国分寺市

- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画緑地事業第一号国分寺緑地
- 三 事業施行期間 令和七年一月二十八日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
国分寺市西元町四丁目地内
使用の部分
なし

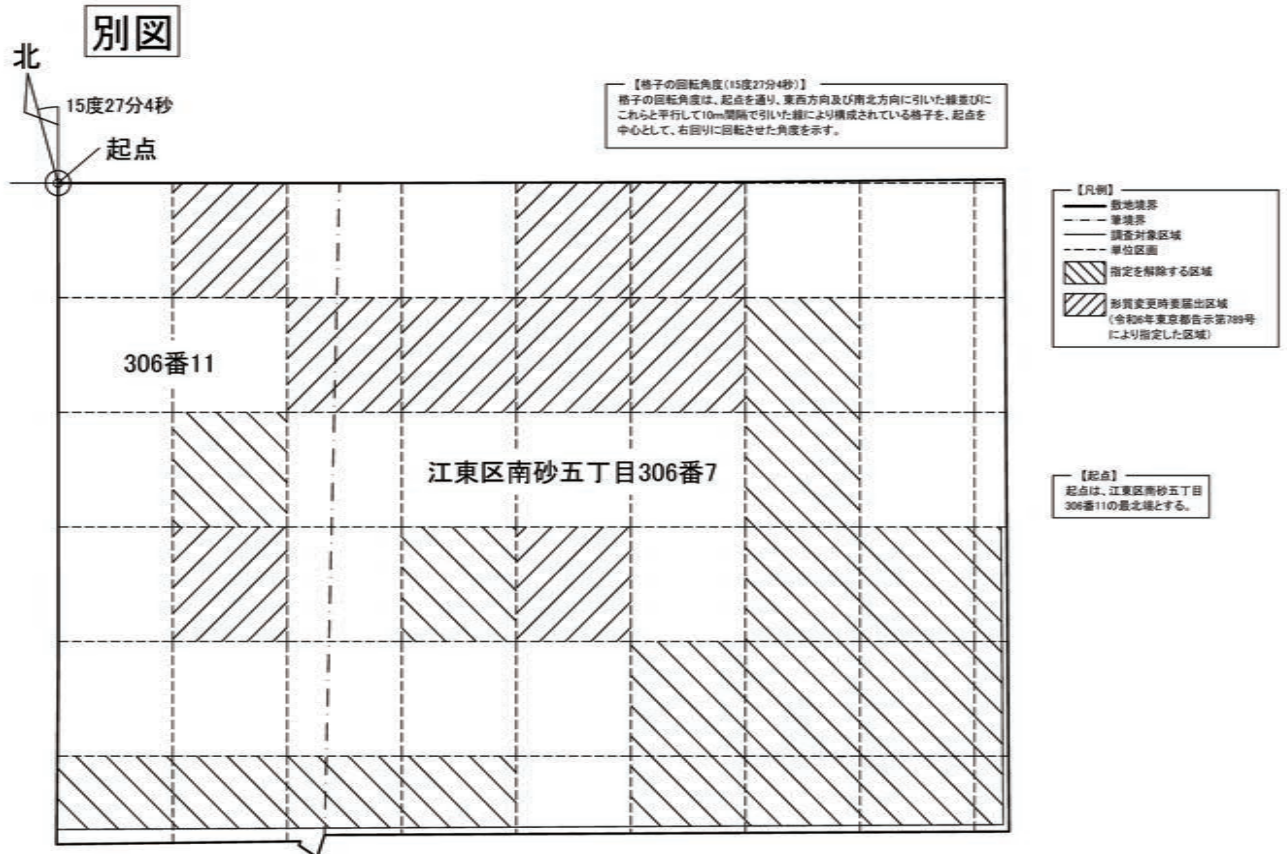
●東京都告示第四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百八十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区南砂五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第三十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十八日

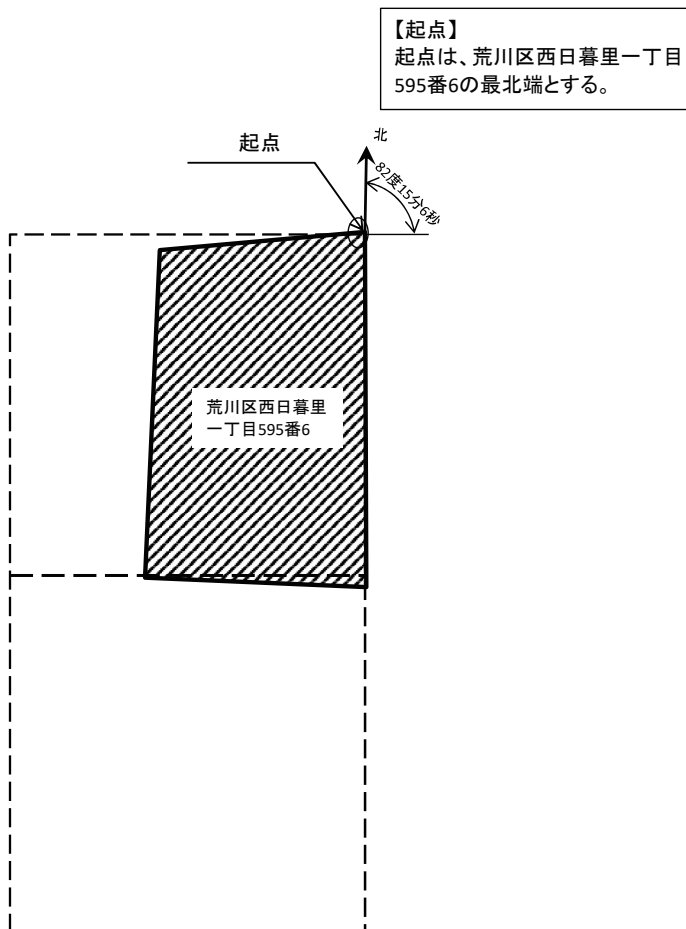
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区西日暮里一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- 筆境界
- 指定を解除する区域
- 単位区画

【格子の回転角度(82度15分6秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第八百九十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

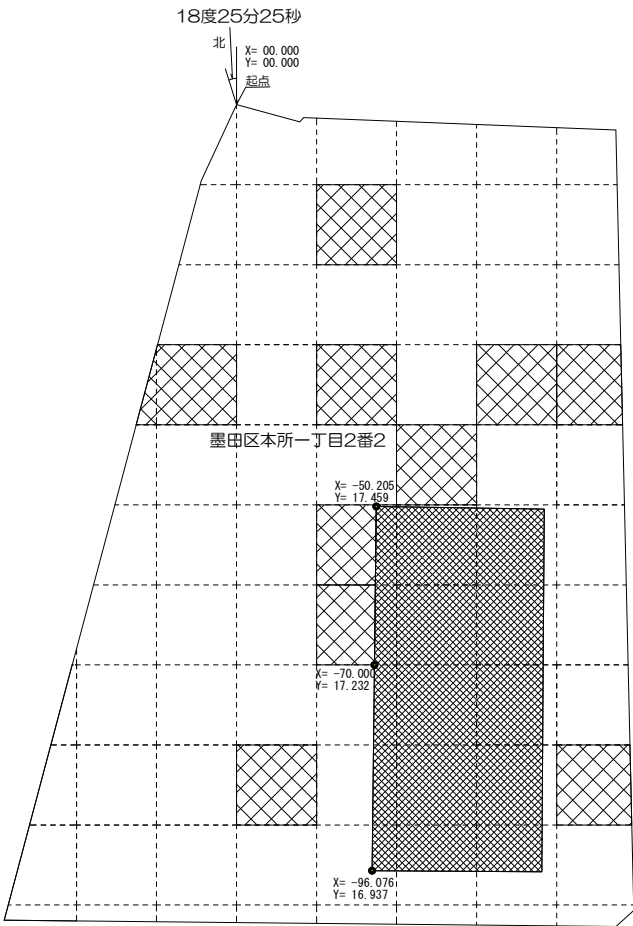
一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区本所一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、墨田区本所一丁目2番2の最北端とする。

【格子の回転角度（18度25分25秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標値は、墨田区本所一丁目2番2の最北端を（X、Y）＝（00.000、00.000）とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

凡 例	
—	敷地境界
■	調査対象範囲外（建物深度10m以深）
----	単位区画
⊗	指定を解除する区域

●東京都告示第五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

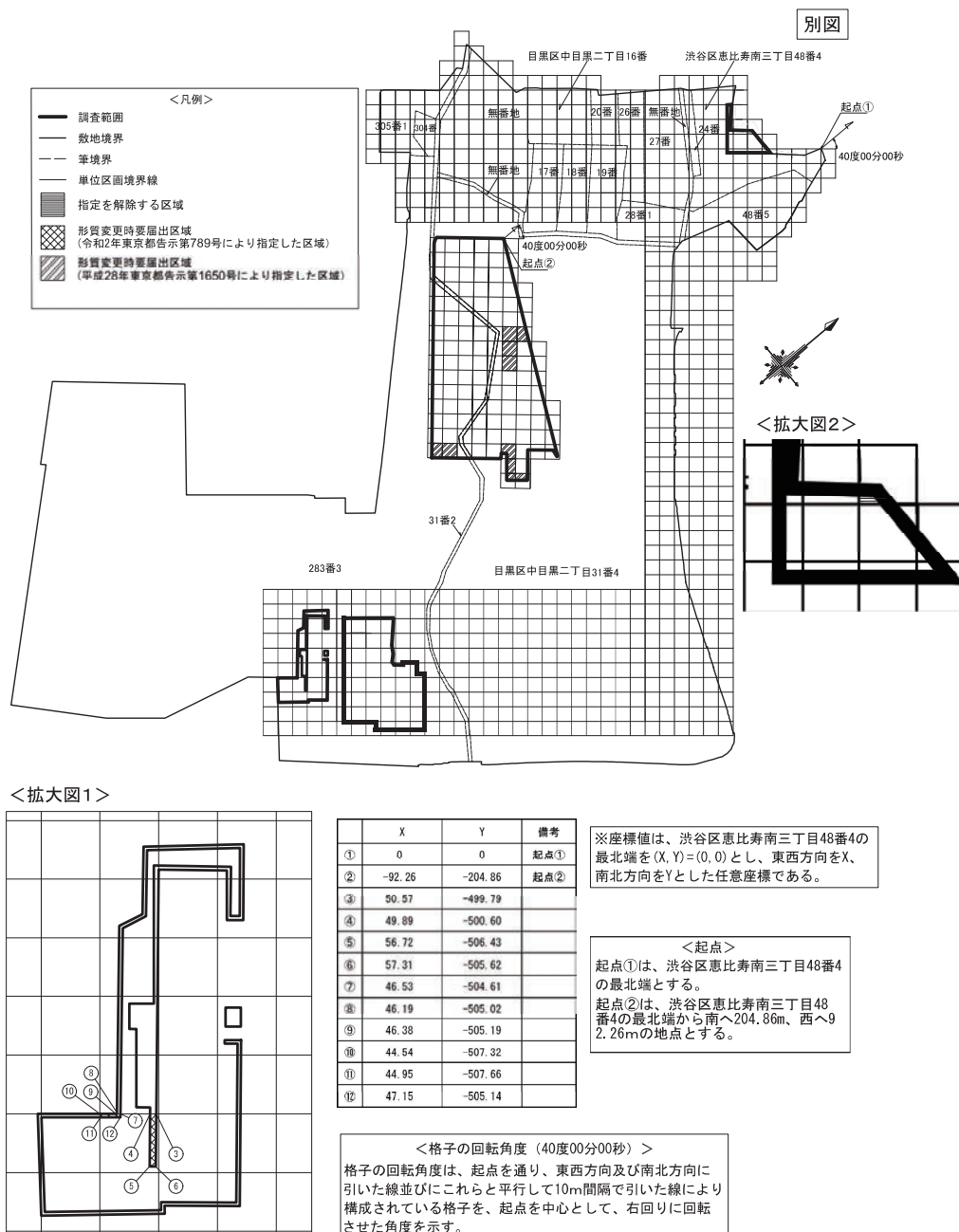
令和七年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区恵比寿南三丁目地内）

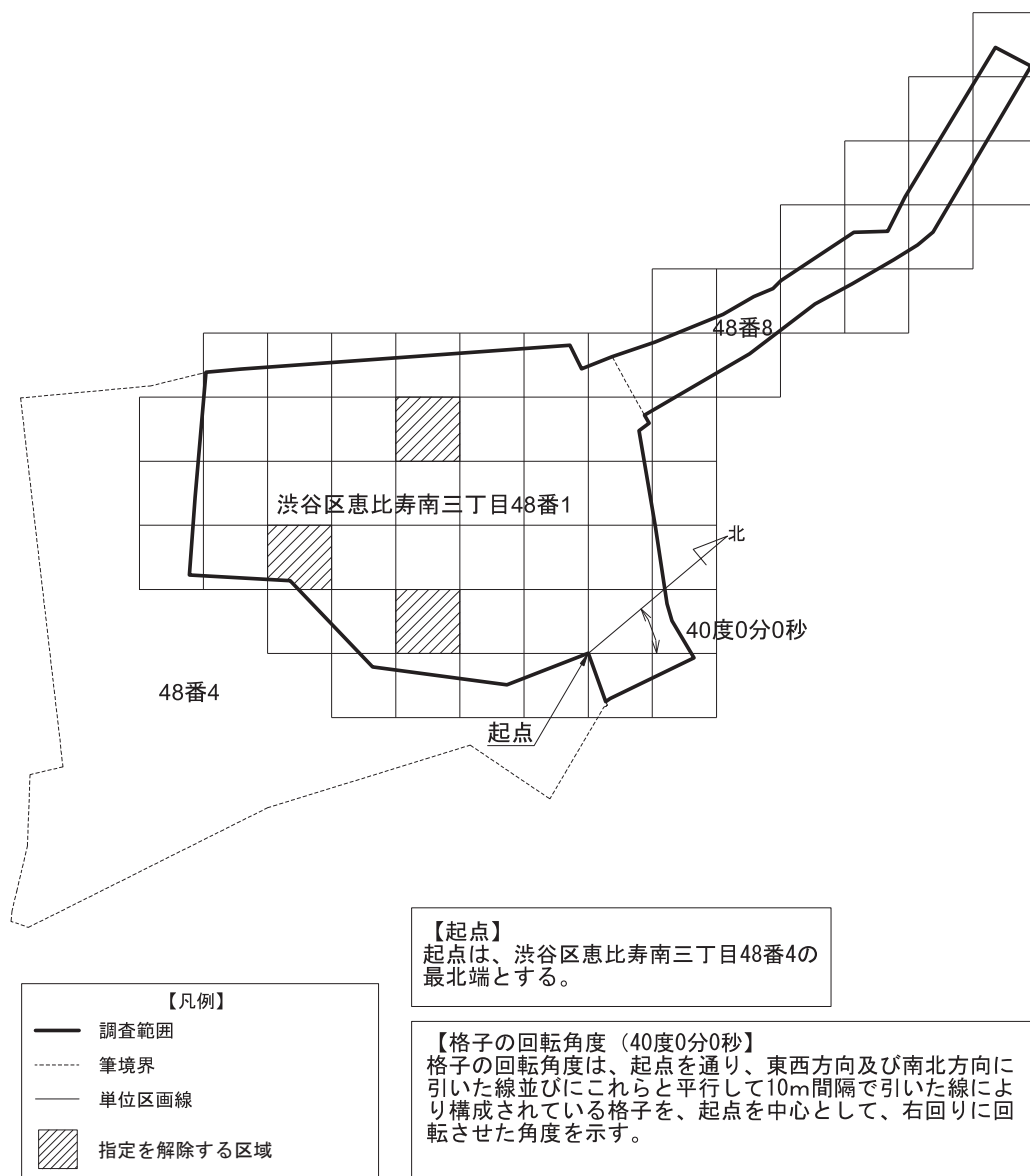
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



- 東京都告示第五十一号
- 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
- 第二項の規定により、令和六年東京都告示第五百五十九号
- により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
- 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
- のとおり告示する。
- 令和七年一月二十八日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区恵比寿南
- 三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
- 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
- に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及び
- その化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
- 定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第五十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和四年東京都告示第百六十四号に
より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
とおり告示する。

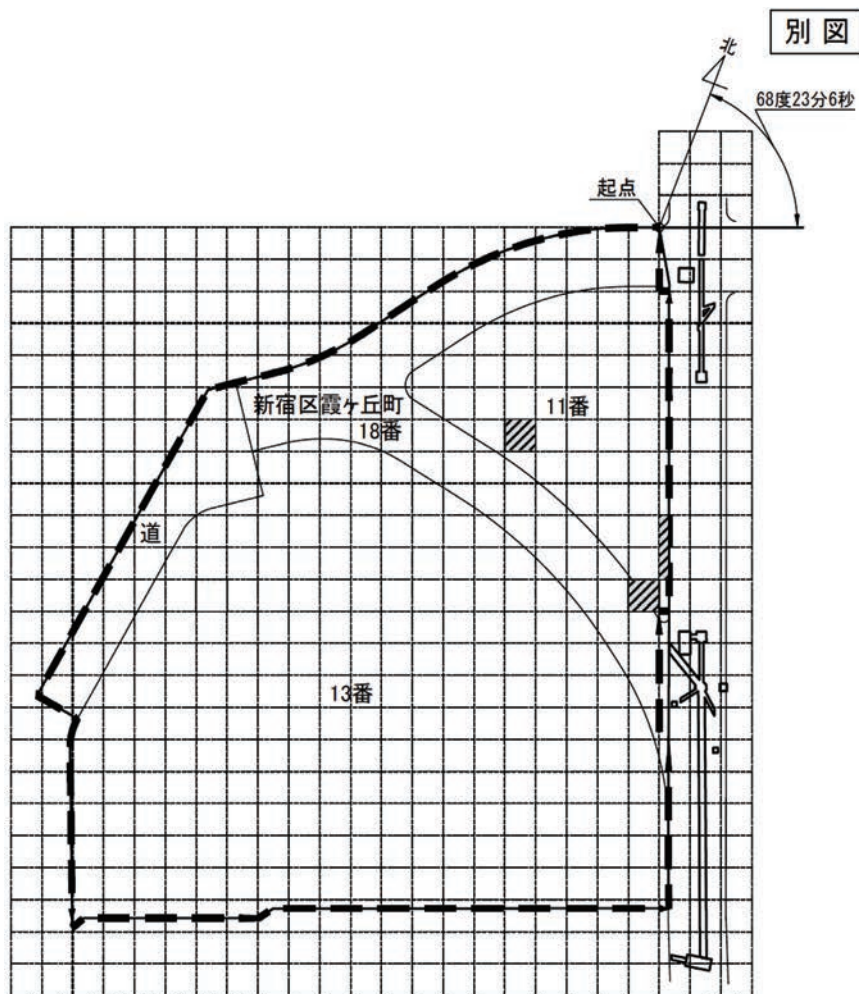
令和七年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町
地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

起点

起点は、次の座標の位置とする。
(X座標：- 35770.550、Y座標：- 10565.315)
※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度(68度23分6秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

土地改良区の定款変更の認可について

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条

第二項の規定により、昭島用水土地改良区の定款の変更を

令和七年一月二十日認可した。

令和七年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 号 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051